

高岡市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高岡市木造住宅耐震改修支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 次に掲げるいずれにも該当する住宅その他市長が認めた住宅をいう。

ア 一戸建てのもの

イ 建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工されたもの

ウ 木造で階数が2以下のもの

エ 在来軸組工法によるもの

(2) 一般耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」（以下「木造住宅の耐震診断と補強方法」という。）の一般診断法による耐震診断で建築士が行うものをいう。

(3) 精密耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法」の精密診断法による耐震診断で建築士が行うものをいう。

(4) 耐震改修 「木造住宅の耐震診断と補強方法」の補強計画と補強方法による耐震改修で次に掲げるいずれかのものをいう。

ア 一般耐震診断において総合判定が1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、1.0以上とする耐震改修

イ 精密耐震診断において総合判定が1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、1.0以上とする耐震改修

ウ その他市長が認めた耐震改修

(5) 部分耐震改修 耐震診断の結果、総合判定が1.0未満の旧基準木造住宅について、主たる居室など住宅の一部に限定して改修を行う工事で、市長が別に定める技術基準に適合させる耐震改修

(6) 段階的耐震改修 次に掲げる工事を段階的に行う耐震改修。

ア 第一段階耐震改修工事 耐震診断の結果、全階の総合判定が0.7未満のものを0.7以上1.0未満とする耐震改修

イ 第二段階耐震改修工事 第一段階耐震改修工事を実施した旧基準木造住宅について、耐震診断の結果に基づき行う耐震改修工事であって、全階の総合判定が1.0未満のものを1.0以上とする耐震改修

(7) 耐震改修等 第4号に規定する耐震改修、第5号に規定する部分耐震改修及び第6号に規定する段階的耐震改修をいう。

(8) 一般診断法表等 「木造住宅の耐震診断と補強方法」の「一般診断法」診断表又は「精密診断法」診断表その他市長がこれに準ずると認めるものをいう。

(9) 耐震シェルター 次に該当する住宅その他市長が認めた住宅において、原則1階部分に設置する装置で、国、地方公共団体、公的試験機関などにより一定の評価を受けたもの

ア 建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工したもの

イ 木造のもの

(補助金の交付)

第3条 市長は、耐震改修等の工事及び耐震シェルターの設置を行う者で、次に掲げるいずれかに該当する者（市税を滞納しているものを除く。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

- (1) 住宅の所有者又は法定相続人（以下「所有者等」という。）から委任を受けた者
- (2) 耐震改修等を行うことについて所有者等の承諾を得た旧基準木造住宅の使用者又は使用予定者
- (3) 耐震シェルターの設置及び購入の予定者
- (4) 市長が特に必要と認めた者

2 部分耐震改修においては、その住宅の所有者等がかつ居住している者とする。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、旧基準木造住宅の耐震改修等の工事及び耐震シェルターの設置（耐震シェルターの購入を含む）に要する経費（耐震設計に要する費用を含む。以下「耐震改修工事費」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する耐震改修等の工事に要する経費については、補助金の対象としない。

(1) 過去にこの要綱に規定する補助金の交付を受けた住宅の耐震改修等の工事。ただし、第二段階耐震改修工事は交付対象とする。

(2) 他の補助制度による補助金の交付を受けた住宅の耐震改修等の工事

(補助金の額)

第5条 耐震改修等に対する補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、第二段階耐震改修工事の補助金は、補助金限度額から第一段階改修工事で交付された補助金を差し引いた額とする。

- (1) 耐震改修等の設計に要する費用の3分の2の額（上限20万円）
- (2) 耐震改修等の工事に要する費用の5分の4の額（上限120万円）
- (3) 耐震シェルターの設置1戸あたりの補助金の額は、購入及び設置費に要する費用の3分の2の額（上限60万円）

2 利子補給制度（独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度をいう。以下同じ）を利用する住宅については、耐震改修等の工事に要する費用の5分の2と限度額625千円を比較して低い額とする。

3 前項の規定に基づき算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、耐震改修等の工事に着手する前に、高岡市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、耐震改修工事に着手する前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 高岡市木造住宅耐震改修支援事業計画書（様式第2号）
- (2) 高岡市木造住宅耐震改修支援事業収支予算書（様式第3号）

- (3) 耐震改修工事前後の一般診断法表等
- (4) 耐震改修工事前後の図面（付近見取り図、平面図及び立面図）
- (5) 耐震改修補強計画書を作成した建築士の資格者証の写し
- (6) 耐震改修工事費見積書
- (7) 建物の過半が昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したことが確認できる書面の写し
- (8) 市税の納税証明書
- (9) 第二段階耐震改修の申請者は、第一段階耐震改修の補助金確定通知書の写し
- (10) 利子補給制度を利用する場合は、「発行申請書」（様式第 13 号）
- (11) 耐震シェルターの設置の場合は、国、地方公共団体、公的試験機関などにより一定の評価を受けたものがわかる資料
- (12) その他市長が必要と認める書類

（決定）

第 7 条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかにその適否を判断し、補助金の交付を決定した者に対して、高岡市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

2 前項の決定の際、市長は条件を付することができる。

3 市長は、前項の条件に違反した場合は、第 1 項の決定を取り消すことができる。

4 利子補給制度の申請者においては、「耐震改修利子補給制度利用対象証明書」（様式第 14 号、第 15 号）を交付する。

（変更等）

第 8 条 補助事業者は、第 6 条の規定により提出した事業計画書等の内容を変更（中止）しようとするときは、高岡市木造住宅耐震改修支援事業変更（中止）承認申請書（様式第 5 号）に第 6 条に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合には、補助金の交付決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、第 1 項の申請を承認したときは、高岡市木造住宅耐震改修支援事業変更承認通知書（様式第 6 号）により補助事業者へ通知するものとする。

4 市長は、第 2 項の規定により補助金の交付決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、高岡市木造住宅耐震改修支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第 7 号）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第 9 条 補助事業者は、耐震改修等の工事の完了後、高岡市木造住宅耐震改修支援事業実績報告書（様式第 8 号）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

(1) 高岡市木造住宅耐震改修支援事業実績書（様式第 9 号）

(2) 高岡市木造住宅耐震改修支援事業収支決算書（様式第 10 号）

(3) 工事請負契約書の写し

(4) 耐震改修等に要した費用の支払いが確認できる書面の写し

(5) 耐震改修補強部位の写真（工事前、途中、工事後）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定する実績報告書の提出期限は、申請年度の2月末までとする。ただし、延長が必要な事情がある場合においては、この限りではない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じ現地調査を行い、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者を高岡市木造住宅耐震改修支援事業費補助金額確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（補助金の交付の請求及び交付）

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、高岡市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付請求書（様式第12号）により市長に補助金の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の補助金交付請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

（代理受領）

第12条 補助事業者は、補助事業者から依頼を受けて耐震改修等の工事を施行した者に補助金を受領させること（以下「代理受領」という。）ができる。

2 代理受領をしようとする補助事業者は、第10条第1項の規定による補助金額の確定後に、高岡市木造住宅耐震改修支援事業補助金の代理受領に係る委任状（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、当該請求を行った者に補助金を交付するものとする。

4 前項の規定による交付があった時は、補助事業者に対し補助金の交付があったものとみなす。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の前日までに、合併前の高岡市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱（平成17年高岡市要綱）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

（要綱の失効）

3 この要綱は、富山県が実施する富山県木造住宅耐震改修等支援事業費補助金の交付が終了した場合は、その効力を失う。

4 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 号、第 4 条及び第 5 条第 1 項の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

「高岡市木造住宅耐震改修支援事業」部分耐震改修に係る技術基準

(目的)

第1条 高岡市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第2条第1項第5号の規定に基づき、主たる居室など住宅の一部に限定して補強又は改修を行う工事に係る技術基準(以下「部分的耐震基準」という。)を以下のとおり定める。

(用語の意義)

第2条 この基準において使用する用語の意義は、要綱に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 「主たる居室」とは、寝室や居間など滞在時間が長い居室を最低1室以上含む範囲で、以下の条件を満たすものをいう。

- ・1階にあり、直接外気に接する避難上有効な開口部を有すること
- ・主たる居室の範囲は、概ね長方形となるなど適切に設定されていること(平面形状的にやむをえない場合を除く)

二 「部分評点」とは、第4条に定める計算方法により算出した、木造住宅の主たる居室の耐震性の評価をいう。

三 「上部構造評点」とは建築物の各階、各方向について算出した、保有耐力を必要耐力で除した値のうち、最小のものをいう。

四 「改修」とは、第3条に規定する部分的耐震性能を有する木造住宅とするために行う工事をいう。

(部分的耐震基準)

第3条 部分的耐震性能を有する木造住宅とは、次の各号のいずれかの条件を満足するものとする。

一 主たる居室の部分評点が1.5以上であり、かつ改修後の上部構造評点が、改修前の上部構造評点を下回らないこと

二 2階建ての住宅の1階の上部構造評点が1.0以上となること

(部分評点の計算方法)

第4条 部分評点の計算方法は、以下のとおりとする。

一 主たる居室を構成する壁構面において囲まれた区画の各方向について、その区画部分の床面積を対象として必要耐力及び保有する耐力、並びに次の式により部分評点を算出し、その最小値を当該主たる居室の部分評点とする。

部分評点＝必要耐力／保有する耐力

二 必要耐力及び保有する耐力の算定は、一般診断法の必要耐力及び保有する耐力の算定における「各階」を「主たる居室」と読み替えて適用する。(ただし、「耐力要素の配置等による低減係数E」を算出する場合を除く。)

三 前号の保有する耐力を算定する場合においては、劣化低減係数(D)は1.0とする。ただし、当

該構面を構成する既存の壁（耐力を算定するものに限る。）、柱、梁、土台等の構造部材に、劣化がある場合は、必要な補修を行うこととする。

四 部分評点の計算は、以下の流れに沿って行うこととする。

- i 部分評点を計算する主たる居室を設定する。
- ii 主たる居室の面積、耐震診断の条件から、主たる居室の『部分必要耐力』を算出する。
- iii 主たる居室の壁要素（既存壁及び改修壁）の仕様から『部分保有耐力』を算出する。
- iv 部分評点を算出する。

（適用範囲）

第5条 この基準は、高岡市内に存する耐震診断の適用が可能な既存の木造住宅において、その居住者が部分的耐震基準に適合させる改修工事の実施を選択した場合に適用する。

（その他）

第6条 その他必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この基準は、平成27年4月1日より適用する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日より適用する。